

\*\*\*\*\* ◇◆ 目次 ◆◆ \*\*\*\*\*

- 1 個人情報の削除を持ちかける詐欺にご注意！
- 2 新聞の勧誘トラブル

---

### ■ 個人情報の削除を持ちかける詐欺にご注意！

---

消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関をかたって、「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」などと電話をかけてきて、最終的にはお金をだまし取る詐欺の手口があります。複数の人物が役回りを分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」も多くみられます。このような電話がかかったら、相手にせず、電話を切りましょう。

〈事例〉消費生活センターのXと名乗る人物から「あなたの個人情報が3社に漏れているので、削除します。」と電話があったので、依頼した。しばらくして、「2社は削除できたが、A社の分が消せない。A社のあなたの登録番号は××××××だ。あなたの情報を削除する代わりに別の人を載せなければならない。代わりの人を見つけます。」と言われた。その後「〇〇さんという人が代わってくれるので、〇〇さんから電話がある。」と連絡があった。まもなく〇〇から電話があり、私の登録番号××××××を伝えた。その後はA社の偉い人や複数の人物から電話があり色々話したが、私の通帳の番号を聞かれたので、「お金はない。」と答えた。その後、消費生活センターのXから再度連絡が入り、「あなたの登録番号を〇〇さんに漏らしたことが罪になる。警察に捕まる。」と脅された。怖くなり電話した。どうしたらよいか。消費生活センターにはXという人はいるのか。

#### 【アドバイス】

Xという人物はいません。このままやりとりを続けると、お金を請求されたりする可能性があります。今度相手から電話がかかったら、無視するか毅然とした態度で断りましょう。

**「個人情報を削除する」などと、国民生活センター、消費生活センター等公的機関から消費者へ電話やメールで連絡することは絶対にありません。**

---

## ■ 新聞の勧誘に関するトラブル

---

アイネスに寄せられる相談で、減らない相談内容のひとつが、新聞の勧誘に関する相談です。なかでも、何年も先からの購読契約に関するトラブルが目立ちます。

〈事例〉 3年前に当時88歳だった祖母が亡くなってから、夫婦で祖母の家に住んでいる。先日祖母が契約した5年後の新聞購読契約書が見つかったので、販売店に祖母は亡くなったと伝えた。販売店からはしばらく連絡はなかったが、昨日突然訪問してきて「契約者からは万が一のことがあっても孫がいるから大丈夫だと聞いている。景品で3千円の商品券とビールを渡しているのだから、契約期間の1年間は取ってほしい。」と言われた。

### 【アドバイス】

日本新聞協会と新聞公正取引協議会は、新聞の中途解約に関する指針として、「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定しています。その中で、解約に応じるべき場合として、契約者が亡くなったとき、とされています。また景品代を請求するのルール違反だと思われる。契約に応じる必要はないでしょう。

### 【トラブルに遭わないために】

#### ○高額な景品につられた契約は避けましょう。

消費者が解約を希望すると、景品の代金を払うか、代わりの商品を買って返すよう求められた事例もあります。新聞の契約時、販売店が消費者に提供できる景品類の額は景品表示法の告示で一定額以下に定められています。新聞の無料提供や値引きも禁じられています。

#### ○クーリング・オフを

訪問販売で新聞を契約した場合、書面を受け取った日を含め、8日間は無条件で契約を解除できます。

#### ○数年先の長期契約は慎重に

販売店が、消費者が現在購読中の他紙の契約との重複を避けるため、数年先から始まる契約を勧めることがあります。契約期間が長期になると、経済的な理由や、特に高齢者では健康上の理由から購読が困難になることがあります。クーリング・オフ期間が過ぎると簡単に解約できません。何年も先の長期の契約は避けるほうが無難でしょう。

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

---

### 【消費生活に関するご相談は・・・】

#### ☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

#### ☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

##### ◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

##### ◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
  - ・ 相談電話：**097-536-5000**
- 

#### ☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「**PC版または携帯版**」の**配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

---

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：[a13040@pref.oita.lg.jp](mailto:a13040@pref.oita.lg.jp)